

平成30年7月豪雨による被災納税者に対する
市税の申告等に関する期限の指定について（お知らせ）

平成30年11月2日

大分市では、平成30年7月豪雨災害により被災された納税者等について、市税の申告等に関する期限を延長しているところですが、この度、その期限を以下のとおり定めましたのでお知らせします。

○指定する地域

都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

※岡山県倉敷市真備町に住所又は居所を有する方の申告等の期限をいつまで延長するかについては、別途お知らせいたします。

○延長後の期限

延長後の各税目における納期は下記のとおりです。

税目	区分	本来の納期限	延長後の納期限
個人市・県民税 (普通徴収)	第2期	平成30年 8月31日	平成30年11月30日
	第3期	平成30年10月31日	平成31年 1月 4日
	第4期	平成31年 1月31日	平成31年 1月31日

税目	区分	本来の納期限	延長後の納期限
固定資産税	第2期	平成30年 7月31日	平成30年11月30日
	第3期	平成30年10月 1日	
	第4期	平成31年 1月 4日	平成31年 1月 4日

税目	区分	本来の納期限	延長後の納期限
軽自動車税	全期	平成30年7月31日※	平成30年11月30日

※納付書を再送し、「平成30年7月31日」を納期限としたもののみ

○お問い合わせ先

個人市県民税・法人市民税に関すること	市民税課	電話097-537-5729
固定資産税・都市計画税に関すること	資産税課	電話097-537-5610
軽自動車税・その他税に関すること	税制課	電話097-537-7314
税の納付に関すること	納税課	電話097-537-5611